

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立三木小学校

1 基本方針の策定について

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、全ての児童が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめを未然に防止する。また、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめへの対応について

いじめへの対応については、基本的に「いじめ対応マニュアル」（三木市教育委員会）に沿って計画的に取り組んでいく。また、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、早期発見のためのチェックリストを活用し小さないじめも見逃さない、見逃さない。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けて、まず、いじめを許さない学校づくりを進める。そのため、教師自身が人権感覚を高めるために、計画的な職員研修を実施する。その内容については、児童心理や情報モラルに関するもの、また、スクールカウンセラーによる研修等、多面的に取り組んでいく。更に小中連携や保護者との信頼関係づくりを進め、互いに協力しながらいじめ防止に取り組んでいく。次に、いじめを許さない学級づくりを進める。そのため、子どもとのコミュニケーションを大切にし、児童の内面理解に努める。人権教育や道徳教育、情報モラル教育、体験活動をさらに充実させ、思いやりの心を育てる。

(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。そのため、教師と子どもたちとの信頼関係づくりに努めるとともに、教師が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにすることが大切である。そこで、毎朝の健康観察や普段の子どもとの関わりの中で、些細な体調や行動の変化に気付くようにし、生活指導委員会を中心に児童の情報交換を定期的に行ったり、年3回実施する「学校生活アンケート」で調査を行ったりすることで、全職員が情報を共有し、いじめに対応していく体制づくりを進める。また、ネットいじめについては、家庭に啓発し、学級懇談会や研修会等で情報交換を行ったり、常に最新の動向の把握をしたりし、連携して早期発見に努める。

(3) いじめ事案への対応と組織について

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、校長・教頭・生活指導担当・当該児童の担任を中心に組織した「いじめ対応チーム」で、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を行う。なお、メンバーは、必要に応じてスクールカウンセラーや警察など外部専門家等に参加を依頼し、専門的な立場からの指導助言や基本方針の検証などを依頼する。

ネットいじめに関しては、関係機関とも連携をとりながら、細心の注意を払い、対応していく。また、日頃からネットいじめの被害者にも加害者にもならないように、情報モラル教育を充実させていく。この件に関しても保護者の協力が必要なため、迅速に連絡を取り、協力を仰ぐ。

(4) 重大事案への対処について

いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、次のような対処を行う。

- ・重大事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と連携しながら、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・児童や保護者の心の傷を取り除くために、スクールカウンセラー等関係機関と連携を図りながら対応していく。

(5) いじめの解消について

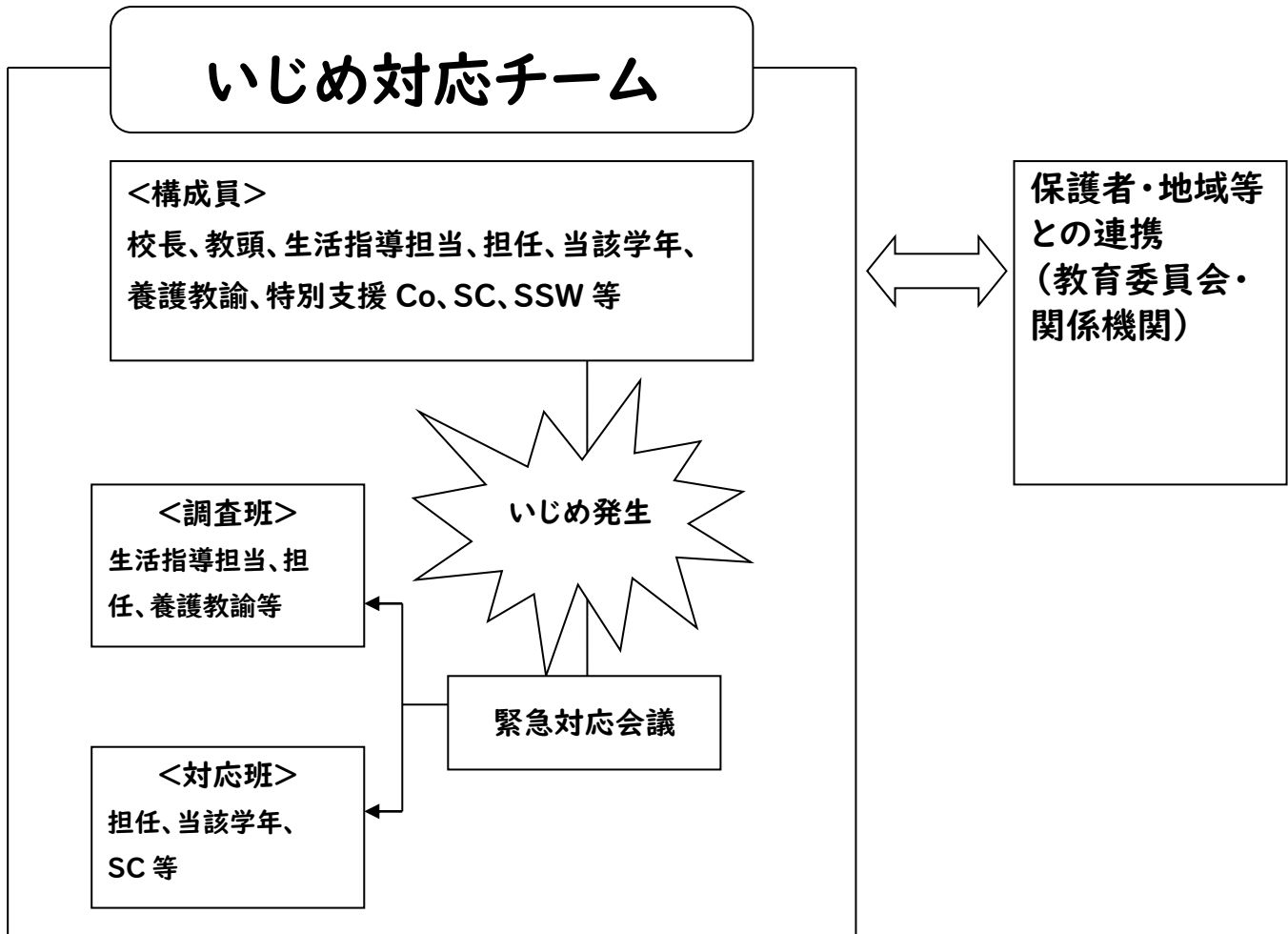
何よりも「被害者保護」を最優先し、二次的問題を防ぐとともに、次の2つの要件について慎重に判断する。また、加害児童にも心に響き変容を促す指導に努める。

- ・いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月)
- ・当該児童等が心身の苦痛を感じていないこと(本人及び保護者との面談実施)

3 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 生活指導委員会 ◇基本方針の確認 ◇いじめ対応マニュアルの確認 ◇年間計画	人権教育の年間計画 道徳教育の年間計画 生活ふりかえりカード実施 学年目標の設定 三木小っ子のきまり確認	児童の情報交換
5	生活指導委員会	人権ポスター・標語への取組 学級目標の設定	児童の情報交換
6	生活指導委員会	縦割り班活動	学校生活アンケート① 児童へヒアリング 児童の情報交換 学級懇談会
7	生活指導委員会	情報モラルの授業実施 (長期休み前) 縦割り班活動	児童の情報交換 地区懇談会 個人懇談
8	小中連携職員研修(児童理解)		児童の情報交換
9	生活指導委員会	生活ふりかえりカード実施 スマホ教室	児童の情報交換
10	生活指導委員会	親子人権学習 道徳授業参観 校外生活の点検巡視	児童の情報交換
11	生活指導委員会	縦割り班活動	学校生活アンケート② 児童へヒアリング 児童の情報交換
12	生活指導委員会	情報モラルの授業実施 (長期休み前)	児童の情報交換
		落ち葉拾い大会(縦割り班)	個人懇談
1	生活指導委員会	生活ふりかえりカード実施 校外生活の点検巡視 人権作文	児童の情報交換
2	生活指導委員会	ともだち集会 縦割り班活動 三木っ子フレンドリーウォーク	学校生活アンケート③ 児童へヒアリング 児童の情報交換
3	生活指導委員会 ◇本年度のまとめ ◇来年度への課題検討 ◇基本方針の見直し	情報モラルの授業実施 愛校作業 小中連絡会	児童の情報交換

4 いじめ対応チーム組織



※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。